

社会福祉法人イースターヴィレッジ
役員・評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人イースターヴィレッジ(以下「法人」という。)の役員・評議員に関する報酬等の基準額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第9条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) この規程の対象となる役員は、非常勤役員のみである。
- (4) 報酬とは、その職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する経費をいう。

(報酬の額)

第 3 条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める別表に基づき支給する。

- 2 給与規程により給与、報酬が支給される役員については、この規程に基づく支給はないものとする。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会、必要に応じて評議員会及び監事監査、運営員会への出席の都度、別表に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第 4 条 この規程に関わる報酬、費用等は法人より現金をもって本人に支給する。

(費用弁償)

第 5 条 役員及び評議員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償額は原則実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(公表)

第 6 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和6年4月1日より施行する。

〈別表〉 役員、評議員等の報酬金額

支給対象	対象者	金額(日額)
理事会 評議員会 監事監査 運営委員会	理事 監事 評議員 理事長の要請により 参加したもの	5,000円

* 同日に理事会、評議員会が開催される場合で、両会議とも出席される場合も日額 5,000円とする。